

工賃向上計画の有効性評価

2012/06/08

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター

「工賃向上計画」の実施について

- 一般就労が困難である者には、就労継続支援B型事業所等での工賃水準が向上することが重要であり、そのための取組みとして、平成24年度から平成26年度までの3か年の新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進めることとしている。
- 事業の実施にあたっては、別途、基本的な指針、実施要綱をお示しすることとしているが、都道府県におかれては工賃向上計画の策定に向けた準備を、また、管内の各事業所において工賃向上計画の策定に向けた準備がなされるよう周知方をお願いしたい。
- 工賃向上計画作成スケジュールに記載のとおり、今後、「工賃向上計画」による目標値等を報告いただいたうえで、全国集計を行い、その結果を公表することを考えているので、了知いただくとともにご協力をお願いしたい。

1. 社会参加のありかたを示す指標・自己実現を図るための柱

2. すべての関係者の合意形成・一体となって取り組む

3. 事業所のあるべき方向性、意義・目的を共有する

4. 事業所の主体性を確認しながら責任を果たす

【工賃向上計画の有効性評価規定 4-1】

工賃向上計画の重要性

マネジメントシステム

方針および目標を定め、その目標を達成するためのシステム。

有効性

計画した活動が実行され、計画した結果が達成された程度。

(JIS Q 9000)

キーワードの理解「有効性」とは？

Act : 改善

現状の分析・課題の発見
計画の見直し

Plan : 計画

当該年度における目標工賃
の設定及び具体的方策の作
成

Do : 実行

計画に基づく業務の実行

Check : 評価

目標工賃の達成状況の点検
計画に基づく状況の評価

**PDCAサイクルによる
工賃引上げ計画の推進**

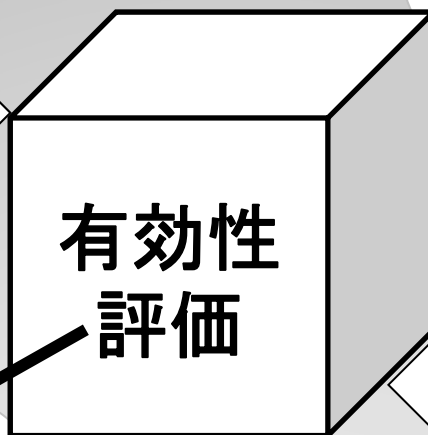
目的

- 工賃向上計画の重要性の啓発
- 工賃向上計画書の作成を促進
- 計画通りに実施され、有効に機能しているかを確認・評価
- 目標の達成を支援

【工賃向上計画の有効性評価規定 1.目的】

有効性評価とは？ [1]

実施・有効性
の確認・評価



目標達成

課題の発見・
問題解決の支援

工賃向上計画

有効性評価とは？ [2]

誰が

- 振興センター + 委託評価調査員

誰に

- 就労継続支援B型事業所、その他工賃向上に取り組む事業所

いつ

- 36ヵ月以内に1回、1ヵ月前に通知、1日かける

どこで

- 評価対象事業所を訪問

何を

- 「工賃向上計画」の計画内容と実施状況

どうする

- 1.自己評価+2.評価調査員による（訪問）評価

なぜ

- 計画通りに実施され、有効に機能しているかを確認・評価し、目標達成を支援する

有効性評価とは？ [3]

- 「工賃向上」の理念は理解され共有されているか？
- 「工賃向上計画」をどのように作成し、それは具体的か？
- 推進体制、役割分担は明確か？
- 計画はどうやって評価されているか？
- 計画通り実施されているか？
- 結果は出せそうか？
- どんな課題があり、それはどのように解決するか？ 等々

9-2.基本方針

9-3.「工賃向上」に向けた体制

9-4.目標設定

9-5.生産（品質管理・製造管理）活動

9-6.販売・営業活動

9-7.計画の進捗確認

【工賃向上計画の有効性評価規定 9.評価項目】

何を評価するのか？

1.自己評価

- A : 実施していて、内容が充分である
- B : 実施しているが不十分である
- C : 実施していない
- : 該当なし

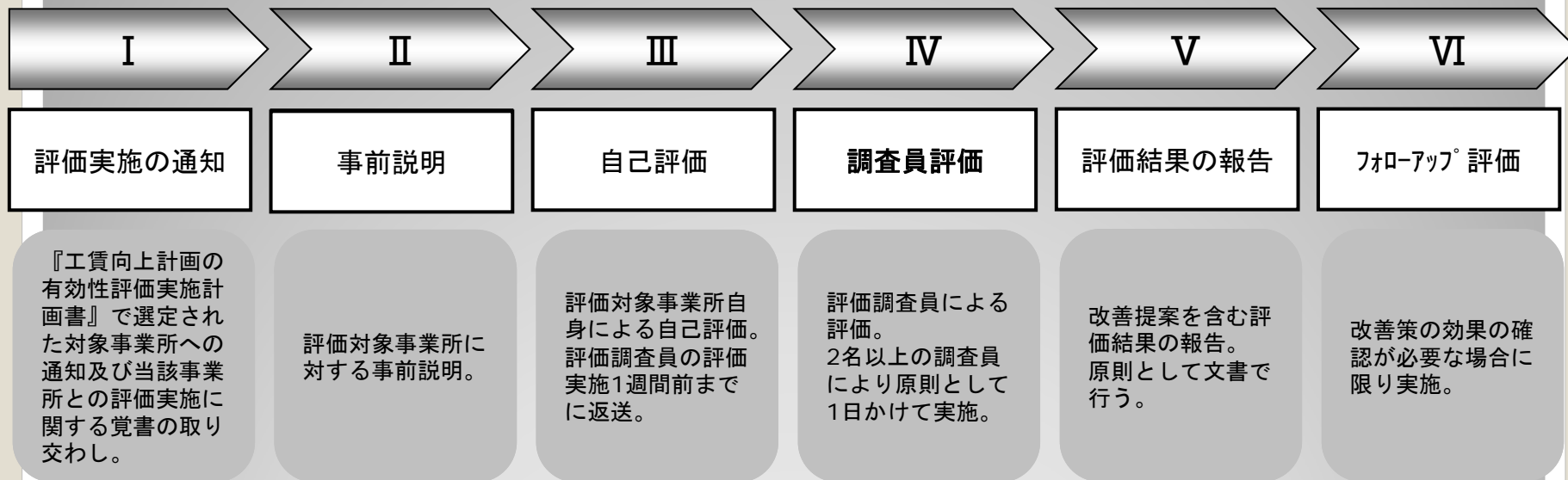
2.評価調査員評価

- A + : 計画的に実施していて、改善傾向が確認できる
- A : 実施していて、内容が充分である
- B : 実施しているが不十分である
- C : 実施していない

評価基準

指導監査	第三者評価	有効性評価
指定基準遵守確認	サービスの質の改善	目標達成の支援
義務	任意（契約）	指定と合意（覚書）
行政	第三者評価機関	振興センター（委託）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 査察的視点 ・ 違反項目は行政の強制力発動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価 ・ 利用者調査 ・ 第三者評価機関から新たな気づき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価 ・ 評価調査員評価 内在する課題の発見と解決の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低限の基準の点検・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題点の掘り起こし ・ 事業所全体の目標統合と改善取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の確認 P D C A サイクル ・ 課題の発見
—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所による費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所による費用負担無し

有効性評価と各制度の違い



有効性評価の流れ

工賃向上計画の有効性評価票

● 評価対象事業所

所在地 1.
所在地 2.

年 月 日

自己 評価	A : 実施している内容が充分である。	評価者印	調査 員 評価	A+ : 計画的に実施している、改善傾向が確認できる。	評価実施日	年 月 日
	B : 実施しているが不十分である。			A : 実施している内容が充分である。		(印)
	C : 実施していない。			B : 実施しているが不十分である。		(印)
	-			C : 実施していない。	(印)	

● 評価結果

(1/11)

大項目	中項目	項 目	自己評価	調査員評価	評価調査員コメント
I. 基本方針	1.理念・基本方針	①「工賃」が、仕事への係わりを通じた利用者の社会参加の在り方を示す重要な指標であり、障害者の人権尊重の大切な柱であることが理解されていますか。			
		②事業所の理念に「工賃向上」が位置づけられ、明文化されていますか。			
		③「工賃向上」に取り組むことが事業所の基本方針として決定され、職員・利用者全員に周知されていますか。			
II. 「工賃向上」に向けた体制	1.組織体制	①中・長期計画を踏まえた事業計画が作成されていますか。			
		②事業計画達成のための重要課題が明確化されていますか。			
		③「工賃向上」の具体的な目標が定められていますか。			
3.現状分析と目標設定	1.現状分析と目標設定	①事業経営を取り巻く環境が的確に把握されていますか。			
		②経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みが行われていますか。			
		③「工賃向上」の具体的な目標が定められていますか。			
II. 「工賃向上」に向けた体制	1.組織体制	①「工賃向上計画」等の事業計画、重要な課題や方針を決定するに当たって、職員と幹部職員が合議する仕組みがありますか。			
		②何故「工賃向上」が必要なのかについて非常勤を含めた全職員の意識が統一されていますか。			
		③何故「工賃向上」が必要なのかについて保護者、ボランティア等の関係者まで意識が浸透していますか。			